

糸魚川市国民保護計画

資 料 編

目 次

1 市例規等に関する資料

- 1-1 糸魚川市国民保護対策本部及び糸魚川市緊急対処事態対策本部条例
- 1-2 糸魚川市国民保護対策本部及び糸魚川市緊急対処事態対策本部規程
- 1-3 糸魚川市国民保護協議会条例
- 1-4 糸魚川市国民保護協議会委員
- 1-5 糸魚川市国民保護協議会運営規程

2 通信等に関する資料

- 2-1 関係機関等緊急連絡先
- 2-2 災害時優先電話
 - (1) 庁内固定電話
 - (2) 庁内携帯電話
- 2-3 新潟県防災行政無線の電話番号割当（衛星電話）
- 2-4 通信設備等に関する資料
 - (1) 糸魚川市防災行政無線
 - (2) 消防無線・消防団無線
 - (3) 衛星携帯電話
 - (4) 緊急告知放送（有線放送）

3 避難施設等に関する資料

- 3-1 指定避難施設一覧表
- 3-2 ヘリポート適地

4 救援等に関する資料

- 4-1 備蓄品に関する資料
- 4-2 緊急輸送に関する資料
- 4-3 医療に関する資料
 - (1) 病院
 - (2) 内科
 - (3) 外科
 - (4) 小児科
 - (5) 胃腸科
 - (6) 消化器内科

- (7) 循環器内科
 - (8) 泌尿器科
 - (9) 肛門科
 - (10) 眼科
 - (11) 精神科
 - (12) 脳神経外科
 - (13) リハビリテーション科
 - (14) 糖尿病内科（代謝内科）
 - (15) アレルギー科
 - (16) 放射線科
 - (17) 歯科
 - (18) 救護所予定施設
 - (19) 医薬品調達先（調剤薬局）一覧
- 4-4 環境・防疫に関する資料
- (1) 廃棄物収集・処理
 - (2) し尿処理
- 4-5 放射線量測定器等の整備状況
- (1) モニタリングポスト（市内）
 - (2) 市の放射線量測定器の保管状況

5 主要施設等に関する資料

- 5-1 市内の危険物施設等に関する資料
- (1) 危険物施設の状況
 - (2) 高圧ガス等貯蔵事業所
 - (3) 高層建築物の状況
- 5-2 港湾・漁港施設、農業用施設主要構造物
- (1) 港湾・漁港施設
 - (2) 農業用施設主要構造物

6 各種様式

- 6-1 被害報告書
- 6-2 安否情報様式

1 市例規等に関する資料

1-1

糸魚川市国民保護対策本部及び糸魚川市緊急対処事態対策本部条例

平成 18 年 3 月 22 日

条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。)

第 31 条(法第 183 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、糸魚川市国民保護対策本部(以下「対策本部」という。)及び糸魚川市緊急対処事態対策本部(以下「緊急対処事態対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 糸魚川市国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括する。

2 糸魚川市国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を補佐し、対策本部の事務を整理する。

3 糸魚川市国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に前 3 項に規定する者のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議(以下この条において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第 5 条 糸魚川市国民保護現地対策本部(以下「現地対策本部」という。)に糸魚川市国民保護現地対策本部長(以下「現地対策本部長」という。)、糸魚川市国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから、本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(準用)

第6条 第2条から前条までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施工する。

1-2

糸魚川市国民保護対策本部及び糸魚川市緊急対処事態対策本部規程

平成 19 年 1 月 30 日

告示第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、糸魚川市国民保護対策本部及び糸魚川市緊急対処事態対策本部条例（平成 18 年糸魚川市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定に基づき、糸魚川市国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）及び糸魚川市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(対策本部の設置及び廃止)

第 2 条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 25 条第 2 項の通知を受けた場合には、対策本部を設置する。

2 法第 30 条の通知を受けた場合には、対策本部を廃止する。

(対策本部の組織)

第 3 条 糸魚川市国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）には市長、糸魚川市国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）には副市長、糸魚川市国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）には糸魚川市危機管理監等に関する規則（平成 23 年規則第 43 号。以下「規則」という。）に規定する危機管理監及び副危機管理監並びに糸魚川市庁議規程（平成 17 年糸魚川市訓令第 2 号）第 4 条第 2 項に規定する部・課長会議の構成員のうち市長及び副市長を除いたもの並びに消防署長及び消防団長をもって充てる。

2 対策本部に部を置き、部の下に班を置く。

3 部長、副部長、班長及び班員は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

(対策本部の会議)

第 4 条 対策本部の会議（以下「対策本部会議」という。）は、本部長、副本部長、本部員及び本部長が特に認めた者をもって構成する。

2 対策本部会議は、市が実施する国民の保護に関する措置に関する重要事項について協議する。

3 対策本部会議は、本部長が招集し、及び主宰する。

4 本部長が必要と認める場合には、国民保護措置について各部との連絡調整を図るため、連絡調整会議を開くことができる。

(分掌事務)

第 5 条 第 3 条に規定する部及び班の分掌事務は、別表第 2 のとおりとする。

(部長の職務)

(危機管理監及び部長の職務)

第 6 条 危機管理監は、規則第 4 条に規定する職務を行う。

2 危機管理監に事故があるときは、副危機管理監がその職務を代理する。

第 6 条の 2 部長は、本部長、副本部長及び危機管理監を補佐し、班長を指揮監

督する。

- 2 部長に事故があるときは、副部長（複数の副部長がいる部の場合は、あらかじめ部長が指名した者）がその職務を代理する。

（班長の職務）

第7条 班長は、上司の命を受け、その事務を処理し、所属の班員を指揮監督する。

- 2 班長は、班の業務を処理するため、あらかじめ班員の担当する分掌事務を定めておくとともに、その体制を整備しておかなければならない。

（現地対策本部の設置及び分掌事務）

第8条 本部長は、武力攻撃災害等により必要と認めるときは、被災地に近い場所に現地対策本部を設置するものとする。

- 2 現地対策本部の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 現地における国民の保護のための措置の実施に関する連絡調整に関すること。
- (2) 現地の被災状況及び復旧状況に関する情報の収集並びに分析に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本部長から特に命ぜられたこと。

（地域本部の設置及び分掌事務）

第9条 本部長は、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、地域本部を置くことができる。

- 2 地域本部の所管する区域は、糸魚川市支所設置条例（平成17年糸魚川市条例第8号）第2条に規定する所管区域とする。
- 3 地域本部の分掌事務は、別表第2に掲げる総務企画部地域班の分掌事務及び本部長から命ぜられたこととする。

（その他）

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

（準用）

第11条 第2条から前条までの規定は、糸魚川市緊急対処事態対策本部について準用する。

前文（抄）

平成19年2月14日から実施する。

改正文（平成19年3月30日告示第46号抄）

平成19年4月1日から実施する。

改正文（平成20年3月6日告示第22号抄）

平成20年4月1日から実施する。

改正文（平成20年3月31日告示第49号抄）

平成20年4月1日から実施する。

改正文（平成21年3月11日告示第33号抄）

平成21年4月1日から実施する。

改正文（平成 22 年 3 月 26 日告示第 69 号抄）
平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

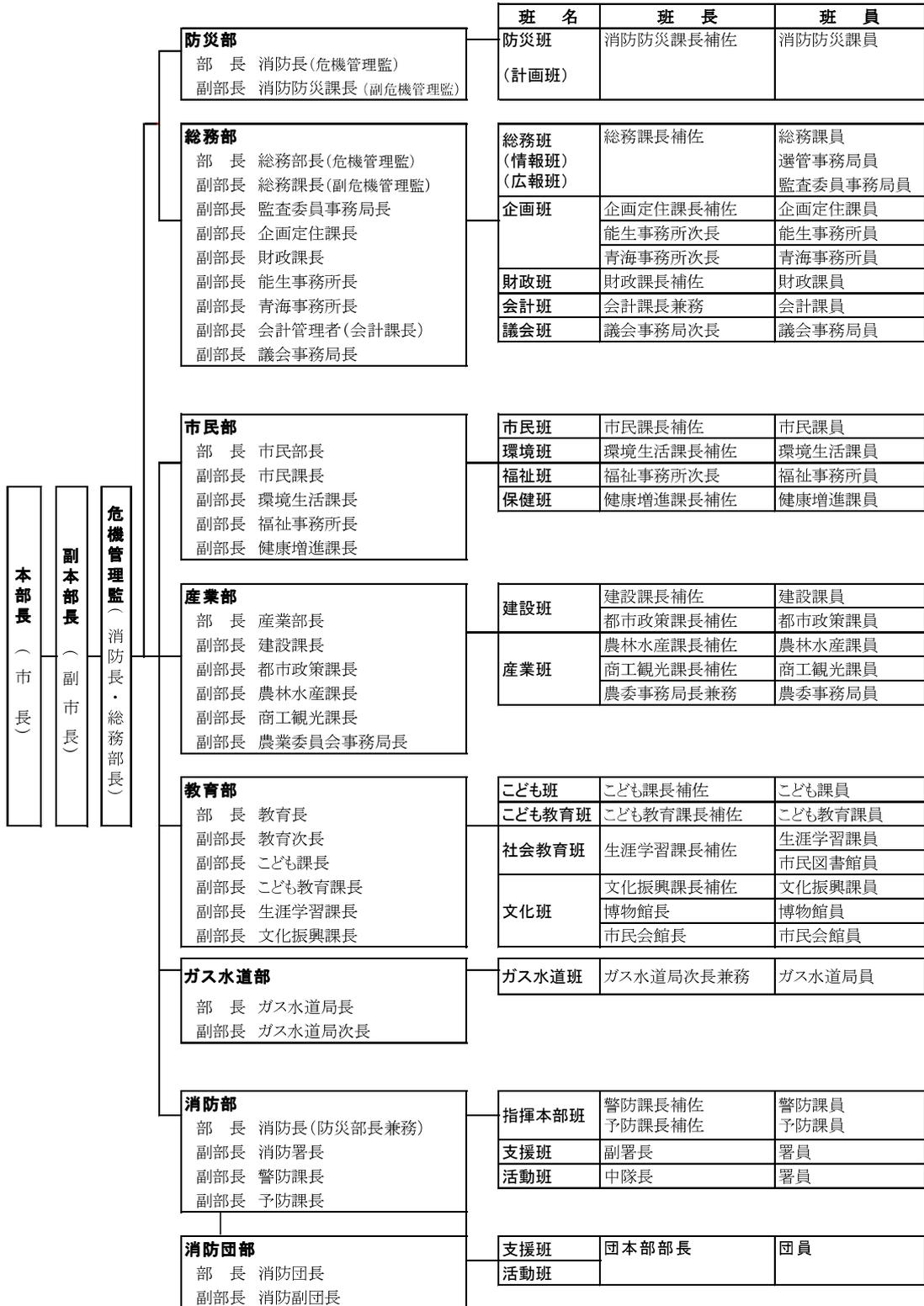
前 文（抄）（平成 23 年 3 月 31 日告示第 89 号）
平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

改正文（平成 28 年 3 月 28 日告示第 77 号）
平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

糸魚川市国民保護対策本部組織図

糸魚川市国民保護対策本部組織図



別表第2（第5条関係）

糸魚川市国民保護対策本部事務分掌

部	班	担当部署	分掌事務
防災部	防災班 (計画班)	消防防災課	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の設置、廃止及び運営に関する事。 ・現地対策本部の運営に関する事。 ・地域本部との連絡調整に関する事。 ・県対策本部との連絡調整に関する事。 ・国民保護関係機関との連絡調整に関する事。 ・県からの警報の通知受入れに関する事。 ・県からの避難指示の通知受入れに関する事。 ・県を通じた指定行政機関の長等への措置要請に関する事。 ・避難実施要領の作成に関する事。 ・避難実施要領を関係機関へ通知する事。 ・市が行う国民保護措置の調整に関する事。 ・退避の指示及び警戒区域の設定に関する事。 ・近隣市町村との連携に関する事。 ・他市町村からの避難住民の受入れ調整に関する事。 ・国、県及び他市町村の応援職員の派遣要請及び受入調整に関する事。 ・自衛隊の派遣要請及び連絡調整に関する事。
総務部	総務班 (情報班) (広報班)	総務課 選挙管理委員会事務局 監査事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の設営に関する事。 ・国民の権利利益の救済に係る総合窓口に関する事。 ・国民の権利利益の救済に係る不服申立て、訴訟に関する事。 ・特殊標章等の交付及び管理に関する事。 ・安否情報の集約に関する事。 ・職員の被災状況の把握に関する事。 ・職員の安全の確保及び健康管理に関する事。 ・被災地応援職員派遣調整に関する事。 ・市内における次の情報収集、整理及び集約に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 被災情報に関する事。 (2) 避難や救援の実施状況に関する事。 (3) 被害への対応状況に関する事。 (4) 対策本部から収集等を依頼された情報に関する事。 ・非常通信体制の確保に関する事。 ・車両の確保及び配車に関する事。 ・市民への警報伝達に関する事。 ・市民への避難指示の伝達に関する事。 ・市民への避難実施要領の伝達に関する事。 ・市民に対する広報公聴活動に関する事。 ・報道機関との連絡調整に関する事。 ・市の活動状況や実施した国民保護措置等の記録に関する事。 ・国、県、他市町村等関係機関からの次の情報収集、整理及び集約に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 被災情報に関する事。 (2) 避難や救援の実施状況に関する事。 (3) 被害への対応状況に関する事。 (4) 安否情報に関する事。 (5) 対策本部から収集等を依頼された情報に関する事。 ・通信回線や通信機器の確保に関する事。 ・情報システム等の被害調査、復旧及び管理運用に関する事。 ・各部との連絡及び応援職員の調整に関する事。 ・部内の庶務に関する事。 ・その他部内各班に属さない事項に関する事。

総務部	企画班	企画定住課 能生事務所 青海事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県機関、国県議会議員等の視察及び調査等に対する調整に関する こと。 ・陳情及び請願に関すること。 ・本部長及び副本部長の秘書及び特命業務に関すること。 ・地域内の住民の避難誘導に関すること。 ・地域内の被害の取りまとめ及び報告に関すること。 ・地域内のパトロール、被害の対応に関すること。 ・地域内への警報・避難指示、避難実施要領等の伝達に関すること。 ・自主防災組織、自治会等との連絡調整に関すること。 ・事務所内の通信回線や通信機器の確保に関すること。 ・地域内の避難所の開設に関すること。 ・地域内の安否情報の収集、整理及び提供に関すること。 ・地域本部設置時の運営に関すること。 ・各部との連絡調整に関すること。 ・その他、本部長から指示された事項に関すること。
	財政班	財政課	<ul style="list-style-type: none"> ・予算及び資金に関すること。 ・普通財産の被害調査の取りまとめに関すること。 ・資機材等の調達及び受入に関すること。 ・公共用地の確保及び運用に関すること。 ・土地建物等の一時使用に関すること。 ・国民の権利利益の救済に係る次に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 特定物資の収用に関すること。 (2) 特定物資の保管命令に関すること。 (3) 土地等の使用に関すること。 (4) 応急公用負担に関すること。 (5) 国民への協力要請に関すること。 ・国民の権利利益の救済に係る損失補償、実費弁償、損害補償等に関する こと。
	会計班	会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・出納経理に関すること。 ・義援金の受付及び保管に関すること。
	議会班	議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会との連絡調整に関すること。
市民部	市民班	市民課	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設及び管理運営に関すること。 ・安否情報の収集、整理及び提供に関すること。 ・避難所単位毎の生存者名簿の作成に関すること。 ・避難所等の食糧及び飲料水等の確保及び配分に関すること。 ・緊急炊き出しに関すること。 ・被災世帯(家屋)の調査に関すること。 ・被災者名簿の作成に関すること。 ・市税の減免、納期限延長及び徴税猶予に関すること。 ・罹災相談所の開設及び罹災証明に関すること。
	環境班	環境生活課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害調査、被害の対策及び応急復旧に関すること。 ・清掃並びに廃棄物及びし尿処理に関すること。 ・企業の公害発生防止指導に関すること。 ・死亡獣畜等の処理に関すること。 ・遺体の収容及び埋火葬に関すること。 ・交通安全対策に関すること。 ・外国人の被害状況調査、通訳の派遣等外国人に対する支援に関する こと。

市民部	市民班	市民課	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設及び管理運営に関すること。 ・安否情報の収集、整理及び提供に関すること。 ・避難所単位毎の生存者名簿の作成に関すること。 ・避難所等の食糧及び飲料水等の確保及び配分に関すること。 ・緊急炊き出しに関すること。 ・被災世帯(家屋)の調査に関すること。 ・被災者名簿の作成に関すること。 ・市税の減免、納期限延長及び徴税猶予に関すること。 ・罹災相談所の開設及び罹災証明に関すること。
	環境班	環境生活課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害調査、被害の対策及び応急復旧に関すること。 ・清掃並びに廃棄物及びし尿処理に関すること。 ・企業の公害発生防止指導に関すること。 ・死亡獣畜等の処理に関すること。 ・遺体の収容及び埋火葬に関すること。 ・交通安全対策に関すること。 ・外国人の被害状況調査、通訳の派遣等外国人に対する支援に関すること。
	福祉班	福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・日本赤十字社との連携に関すること。 ・社会福祉施設の被害の取りまとめ及び報告に関すること。 ・社会福祉施設の被害の対策及び応急復旧に関すること。 ・社会福祉施設入居(入所)者及び避難行動要支援者への情報伝達及び避難誘導等に関すること。 ・民生委員並びに社会福祉団体との連絡調整及び協力要請に関すること。 ・被災者に対する福祉相談に関すること。 ・被災世帯への被服、寝具その他生活必需品の支給・貸与に関すること。 ・ボランティア活動の受入及び支援に関すること。 ・見舞金の支給及び援護資金の貸付に関すること。 ・義援金の給付配分に関すること。 ・各部との連絡調整に関すること。 ・部内各班の庶務に関すること。 ・その他部内各班に属さない事項に関すること。
	保健班	健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> ・救護所の開設及び運営に関すること。 ・国民の権利利益の救済に係る医療の実施の要請等に関すること。 ・医療施設の被害の取りまとめ及び報告に関すること。 ・医療施設の被害の対策及び応急復旧に関すること。 ・医療機関との連絡調整及び協力要請に関すること。 ・救護班の編成及び傷病人の応急救護に関すること。 ・医療用資機材、医薬品及び衛生材料の調達並びに確保に関すること。 ・防疫薬剤の調達及び配布に関すること。 ・感染症予防及び防疫指導に関すること。 ・助産に関すること。 ・健康相談等に関すること。

産業部	建設班	建設課 都市政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難誘導に関すること。 ・公共土木施設及び都市計画施設の被害の取りまとめ及び報告に関すること。 ・公共土木施設及び都市計画施設の被害の対策及び応急復旧に関すること。 ・道路等の除排雪計画及び実施に関すること。 ・被災建築物の応急危険度判定に関すること。 ・応急仮設住宅の建設及び入居者の選定に関すること。 ・住宅復旧資金の被災者融資等に関すること。 ・輸送機関等との調整に関すること。 ・交通機関の運行状況把握に関すること。 ・各部との連絡調整に関すること。 ・部内各班の庶務に関すること。 ・その他部内各班に属さない事項に関すること。
	産業班	農林水産課 商工観光課 農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産施設、港湾施設、商工業及び観光施設の被害の取りまとめ及び報告に関すること。 ・農林水産施設、港湾施設、商工業及び観光施設の被害の対策及び応急復旧に関すること。 ・家畜伝染病の防疫に関すること。 ・被災事業者に対する罹災証明、融資等に関すること。 ・救援物資の受入及び配分に関すること。 ・生活必需品の確保及び配付に関すること。 ・雇用確保に関すること。 ・被災事業者に対する融資に関すること。 ・姉妹都市及び友好市町村との連携に関すること。
教育部	子ども班	子ども課	<ul style="list-style-type: none"> ・園児の避難に関すること。 ・園児の被災状況の調査及び報告に関すること。 ・児童福祉施設及び学校施設の被害調査及び報告に関すること。 ・児童福祉施設及び学校施設の被害の対策及び応急措置に関すること。 ・学校給食に関すること。 ・教育関係義援金の受入に関すること。 ・各部との連絡調整に関すること。 ・避難所の開設及び管理運営に関すること。 ・部内各班の庶務に関すること。 ・その他部内各班に属さない事項に関すること。
	子ども教育班	子ども教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・児童及び生徒の避難に関すること。 ・児童及び生徒の被災状況の調査及び報告に関すること。 ・学校教育に関すること。 ・学用品の給付・貸与に関すること。 ・教職員の動員に関すること。 ・学校施設の使用に関すること。 ・避難所の開設及び管理運営に関すること。
	社会教育班	生涯学習課 公民館 市民図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設及びスポーツ施設の被害調査及び報告に関すること。 ・社会教育施設及びスポーツ施設の被害の対策及び応急措置に関すること。 ・社会教育施設及びスポーツ施設の使用に関すること。 ・避難所の開設及び管理運営に関すること。
	文化班	文化振興課 博物館 市民会館	<ul style="list-style-type: none"> ・文化施設及び文化財の被害調査及び報告に関すること。 ・文化施設及び文化財のパトロール、被害の対策及び応急措置に関すること。 ・避難所の開設及び管理運営に関すること。

ガス水道部	ガス水道班	ガス水道局	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス水道施設及び下水道施設の被害調査及び報告に関する事。 ・ガス水道施設及び下水道施設の被害の対策及び応急措置に関する事。 ・飲料水の確保及び給水に関する事。 ・仮設トイレの確保に関する事。 ・各部との連絡調整に関する事。
消防部	指揮本部班	警防課 予防課	<ul style="list-style-type: none"> ・救助活動指揮に関する事。 ・緊急時の避難広報等に関する事。 ・消防、水防及び救急救助活動の被災情報に関する事。 ・緊急援助隊その他の隊の応援要請及び受援活動に関する事。 ・支援情報に関する事。 ・無線及び通信の統括に関する事。 ・各部との連絡調整に関する事。 ・部内各班の庶務に関する事。 ・その他部内各班に属さない事項に関する事。
	支援班	消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・活動班の支援に関する事。 ・緊急援助隊その他の隊の後方支援等に関する事。 ・指揮本部班支援に関する事。
	活動班	消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・消防、水防及び救急救助活動に関する事。 ・住民避難誘導に関する事。 ・現地情報収集に関する事。 ・緊急援助隊その他の隊への地理案内等活動支援に関する事。
消防団部	支援班	消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・活動班の支援に関する事。 ・緊急援助隊その他の隊の後方支援等の支援に関する事。 ・指揮本部班支援に関する事。
	活動班	消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・消防、水防及び救急救助活動に関する事。 ・住民避難誘導に関する事。 ・現地情報収集に関する事。 ・緊急援助隊その他の隊への地理案内等活動支援に関する事。

1-3

糸魚川市国民保護協議会条例

平成 18 年 3 月 22 日

条例第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 40 条第 8 項の規定に基づき、糸魚川市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 協議会の委員の定数は、40 人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第 5 条 協議会に幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第 6 条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

1-4

糸魚川市国民保護協議会委員

法 規 定	区分及び任命要件（法40条関係）	機関名等	役職
会長	法により規定	糸魚川市	市長
1号	当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職員	高田河川国道事務所	所長
		上越海上保安署	署長
		新潟地方気象台	台長
		上越労働基準監督署	署長
2号	自衛隊に所属する者	陸上自衛隊第2普通科連隊	第1中隊長
3号	当該市町村の属する都道府県の職員	糸魚川地域振興局	局長
		糸魚川地域振興局企画振興部	部長
		糸魚川地域振興局地域整備部	部長
		糸魚川地域振興局農林振興部	部長
		糸魚川地域振興局健康福祉部	部長
		糸魚川警察署	署長
4号	当該市町村の副市長	糸魚川市	副市長
5号	当該市町村の教育長及び当該市町村を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長）	糸魚川市教育委員会	教育長
		糸魚川市消防本部	消防長
6号	当該市町村の職員	糸魚川市総務部	部長
		糸魚川市市民部	部長
		糸魚川市産業部	部長
		糸魚川市ガス水道局	局長
7号	当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員	西日本旅客鉄道(株)金沢支社糸魚川駅	駅長
		西日本旅客鉄道(株)金沢支社北陸広域鉄道部大糸線担当	部長
		えちごトキめき鉄道(株)	安全推進室長
		東日本高速道路(株)新潟支社上越管理事務所	所長
		東日本電信電話(株)埼玉事業部新潟支店	支店長
		東北電力(株)糸魚川営業所	所長
		日本通運(株)高田支店	支店長
		日本郵便(株)糸魚川郵便局	局長
		新潟県トラック協会上越支部糸魚川分会	分会長
8号	国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者	糸魚川市医師会	会長
		糸魚川市経済団体連絡協議会	副会長
		新潟県建設業協会糸魚川支部	支部長
		糸魚川市社会福祉協議会	会長
		黒部川電力(株)	工務部長
		東京発電(株)糸魚川事業所	所長
		糸魚川バス(株)本社営業所	専務取締役
		姫川港利用者協議会	事務局長
		糸魚川地域連合区長会	会長
		能生地域区長連絡協議会	会長
		青海地域自治会連絡協議会	会長
		糸魚川市消防団	団長

1-5

糸魚川市国民保護協議会運営規程

平成 18 年 7 月 10 日

告示第 71 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、糸魚川市国民保護協議会条例(平成 18 年糸魚川市条例第 4 号。以下「条例」という。)第 7 条の規定に基づき、糸魚川市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の会議の招集)

第 2 条 協議会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。

2 協議会の会議の招集通知には、会議の日時、場所及び附議すべき事項を記載するものとする。

3 会長は、必要と認めるときは、協議会の会議に専門委員、幹事その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。

(協議会の会議の代理出席)

第 3 条 委員(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 40 条第 4 項第 1 号から第 7 号までの規定により市長が任命した者に限る。)は、やむを得ず協議会の会議に出席できない場合は、委員の属する機関の職員のうちから当該委員が指名する者をもって代理出席させることができる。

(協議会の会議の公開)

第 4 条 協議会の会議は、公開するものとする。ただし、必要があるときは、会長が協議会に諮って、公開しないことができる。

2 会議の傍聴に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第 5 条 会長は、条例第 5 条に規定する幹事を置いたときは、幹事の会議(以下「幹事会」という。)を招集することができる。

2 幹事会の議長は、幹事のうちから会長があらかじめ指名する者をもって充てる。

(部会)

第 6 条 会長は、条例第 6 条に規定する部会を置いたときは、部会の名称、部会で調査及び審議する事項を協議会の会議に諮って定める。

2 部会の会議は、部会長が会長の承認を得て招集する。

3 部会長は、部会の会議の議長となる。

(会議の記録)

第7条 協議会の会議、幹事会及び部会の会議の状況は、その概要を記録し保存しなければならない。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、糸魚川市消防本部に置く。

(公印)

第9条 会長の公印は、次のように定める。



(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年7月10日から施行する。